

2011年3月24日

「東日本大震災」被災者救援に関する緊急提言

NPO 法人 建設政策研究所

東日本大震災が発生してから二週間近くになる。巨大な津波と激しい揺れに襲われた東北地方を中心に死者は 8 千人以上、行方不明者を合わせると 2 万人を超え、避難生活者は約 35 万人という事態となっている（3 月 22 日現在）。また東京電力福島原子力発電所では爆発、炉心溶融、放射能放出と引き続き深刻な事態が続いている。

建設政策研究所の会員およびご家族のなかで被災された方には心からお見舞い申し上げますとともに、被災地の救援を基本とした以下のような緊急提言を行なう。

1. 応急仮設住宅の早期建設・設置を

被災地周辺の広範な避難所で不自由な生活を強いられている被災者の肉体的・精神的負担は既に限界に達している。避難生活者の多くは津波で住宅を失った人たちで、当面落ち着くことができる住まいが緊急に求められる。そのため、食料品・医薬品・燃料など必要物資の緊急輸送とともに、応急仮設住宅の早期建設・設置が求められている。国および地方自治体は公有地を中心に緊急の建設用地を確保・整地し、下水道やガスなど設備条件を整える作業に至急取り掛かる必要がある。そのため、当該被災地の地方自治体だけでなく全国の自治体から仮設住宅建設経験者を派遣し、協力体制を確立すること。

また、政府は最低必要とされる 4 万戸程度の仮設住宅を建設するため、プレハブ住宅メーカーに早期建設を要請するとともに、周辺各県の地域建設業者に協力を呼びかける必要がある。また、プレハブ住宅にこだわらず、地方自治体を通じて地域の大工・工務店からの支援協力を要請し、地元産材等を活用した仮設住宅の建設を早期に行なうこと。

尚、関係自治体は避難者の住まい方に関して、従前の集落・コミュニティ単位で入居できる仮設団地とし、「ケア付き住宅」など高齢者・障害者に配慮した方法を考慮すること。

また、仮設団地周辺には緊急医療機関や商店など生活利便施設の応急配置をし、可能な限り人間の暮らしのできるよう国・地方自治体は十分な配慮を行なうこと。

2. 公的住宅および民間空家住宅を緊急避難住宅として開放すること

避難生活者の負担を軽減するため、東北地方および全国の公営住宅および都市再生機構（UR）住宅の管理者は空き住宅を当面無料で被災者に提供すること。各都道府県や政令指定都市は率先して空き住宅の戸数を明らかにし、避難生活者に開放する準備、体制を整備すること。また政府は雇用能力開発機構が管理する雇用促進住宅を廃止することを閣議決定しているが、当面、東北地方の雇用促進住宅（7826 戸）についてライフラインを整備し、緊急に無料で開放すること。

また、被災三県（岩手、宮城、福島）と周辺県の地方自治体は民間空家住宅及び民間賃貸空家住宅の現状を至急調査し、補修が必要な場合は地域建設業者に依頼し、緊急避難住宅として当面家賃を地方自治体が負担し、避難生活者に無料開放すること。

3. 民間住宅の補修に対して公的資金援助による早期復旧を

被災三県の内陸部、および周辺県の住宅など建築物の被災情報が不十分なため、当該地方自治体は早期に損壊状況を調査し、民間住宅の補修に対する公的資金援助を地方自治体任せではなく国の責任で行なうこと。被災者生活再建支援法による支援制度が確立しているが、政府は被災の状況を考慮したきめ細かい保障と支援金の増額を早急に検討すること。また、政府は住宅金融支援機構、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫などに対して災害復興住宅融資を低利で行なうことや、融資に対する公的保証の拡大、ローン返済の緩和などの緊急措置を行なうこと。

4. 地域の土工・工務店などが行なう住宅等の補修・復旧工事費用は国と地方自治体の責任で立替払いを

住民が土工・工務店など地域の業者・職人に要請する家屋の補修・復旧に掛かる費用を住民が負担できない場合には、当面、住民の了解した見積書にもとづき、国と地方自治体が連携して費用を立替払いすること。

尚、地方自治体は混乱に乗じて住民が悪徳業者に騙されないよう、住民に対する情報提供に心がけること。

5. 国・地方自治体は公共施設の緊急補修・復旧に協力する建設職人・労働者に対して賃金・手当の協定を締結し協力体制を確立する

国・地方自治体は道路や橋、下水道などのインフラ、及び学校や福祉施設など公共施設の緊急補修に取り組む地域の建設職人・労働者に対し、その報酬として地域の建設労働組合と職種別に賃金・手当などの協定を締結し、緊急補修・復旧工事に携わるすべての労働者に適用するものとする。緊急補修・復旧工事を発注する建設業者に対しては協定賃金等を基本とした積算を行い、協定賃金等が労働者に確実に支払われるよう受注業者への指導を行なうこと。

また、作業従事者が労災事故や粉じん・アスベスト被害に遭遇しないよう労働安全衛生対策および災害時の補償についても協定で明確にすること。

尚、被災者の中で当面失業を余儀なくされる人たちが、緊急復旧作業への従事を申し出る場合には、国・地方自治体は公的就労事業として雇用を確保すること。

6. 国・地方自治体は周辺の公共工事の一時的中止と当面の災害応急復旧工事を優先させるように建設業者に要請を

被災地では大津波によりガレキの山となり、燃料不足の関係もあり復旧が遅々として進んでいない。そのため、国・地方自治体は被災地周辺およびその他地方で行なわれている公共工事を一時中止し、被災地での災害復旧工事を優先的に行なうよう施工中の建設業者に要請すること。特に災害応急工事に必要な重機、ダンプトラック、資機材の調達、および機械オペレータ、作業員、技能・技術労働者を確保するため建設業者に緊急に依頼する必要がある。その際、施工中の工事の一時的中止に伴う契約の変更、費用負担を建設業者に押し付けることなく発注者が責任を持って処理をすること。さらに建設業者の災害応急作業に関する費用についても、発注者は資材高騰や緊急対応などを考慮した費用の積算を行なうとともに、支払いについては概算による前金払いやきめ細かい出来高払いを行い、業者の資金繰りに配慮すること。

尚、発注に当っては、ゼネコンへの一括発注だけでなく、専門業種に対応した専門工事業者への直接発注に心がける。また、工事を直接担当する下請業者に負担のしわ寄せを蒙らせないように、発注者は下請契約や工事代金支払い状況を把握し元請業者への指導を行なうこと。

7. 国・地方自治体は復旧のための建設資材と燃料の供給不足の解消を

被災地の住民や地方自治体の要請に応じて、ガレキの撤去、仮設住宅づくり、住宅の応急復旧などのために、建設業者・職人などが夜を徹して工事に当たっているが、そのために必要とされる、建設資材や燃料の品不足と価格の急騰が生じている。

国と地方自治体は連携して以下の対策を早急に確立すること

1. 建設資材と燃料の流通状態を直ちに調査し、不当な買占めなどをやめさせ全国から在庫品の調達を行い、円滑な流通を図る指導を行なうこと。
2. 建設資材と燃料供給業者に対し、被災地あての生産を増強するよう緊急要請を行なうこと。また震災に遭遇した建設資材業者等が生産再開に向けて努力していることに対して、資金融資や金利の減免などの緊急支援措置を行なうこと。
3. 復旧と復興のために奮闘している小零細建設業者や職人が、資材等の小口取引を円滑にできるように関係業者への指導を行なうこと。
4. 応急建設資材の供給を大手メーカーに依存するだけでなく、地域産材等の活用など多面的供給策を考慮すること。